

過去の L C A 計算の前提、技術等再検討

既に行われている容器包装リサイクル協会及び環境省の L C A を基にリサイクルの現状や制度との整合性、技術の将来見通し等の観点から、例えば以下のような前提条件等を見直して再度 L C A の整理を行うこととしたい。

- (a) コークス炉化学原料化については、評価範囲をコークス、コークス炉ガス、炭化水素油の生成までとし、コークス炉ガスは重油の代替になっているとしている（他の既往研究においてはコークス炉ガスや高炉ガスは電力代替とされていることが多い。）。
- (b) 既存リサイクル技術の改良や廃棄物発電効率の向上、再商品化製品の品質改善等、今後の削減ポテンシャルを見込んだ評価がなされていない。例えば、材料リサイクルの主な利用製品において、オリジナル製品に匹敵する機能を確保するため、産廃プラを混入している。これに伴い、リサイクルの製品はオリジナルの製品よりも重くなる（下記(c)において大きく影響）とともに、産廃プラ混入の効果を相殺するための減殺措置を加算しているため、環境負荷削減等効果が小さくなっている。
- (c) 材料リサイクルの最終境界（製品の処分）は、オリジナルシステム、リサイクルシステムともに、熱回収を伴わない「単純焼却」となっており、処分の方法としてカスケードリサイクル、ケミカルリサイクル、固形燃料化等に回すことが一切考慮されていない。
- (d) 再商品化の本工程とは別の処理・再生工程である「他工程利用プラスチック」のリサイクル、熱回収、処分等の処理を含めて手法間の比較をしている（材料リサイクルでは投入量の半数程度が「その他工程」部分）。